

～国民健康保険は安心して医療を受けるための制度です～

誰もが安心して医療を受けられるように、職業や年齢などに応じて、すべての方が医療保険に加入することになっています(国民皆保険制度)。職場の健康保険や後期高齢者医療制度など他の健康保険に加入している方、生活保護を受けている方を除くすべての方が国民健康保険(国保)に加入する必要があります。

● マイナンバーをご持参ください！

マイナンバー制度の開始に伴い、国保に届出をする際には申請書類に「マイナンバー」の記載が必要になります。

国保に加入するとき、脱退するとき、住所や氏名の変更、保険証を紛失した時など、国保に届出を行う際には、マイナンバーのわかるもの(通知カード等)と本人確認ができるもの(運転免許証)をご持参ください。

● こんなときは届け出が必要です！

退職など職場の健康保険を喪失したときは加入の届け出が必要です。また就職や家族の扶養に入るなど別の健康保険を取得した時は脱退の届け出が必要になります。自動的に切り替わることはありませんのでご注意ください！

※届け出をする際には以下の物が必要となります。

【国保に加入するとき】

- ①職場の健康保険を脱退したことを証明するもの(資格喪失連絡票など健康保険の喪失した日が確認できるもの)
- ②印鑑
- ③個人番号が確認できるもの(通知カード、個人番号カード)
- ④本人確認ができるもの(運転免許証など)



【国保を脱退するとき】

- ①新しく加入した健康保険の保険証(加入した方全員分)
- ②国保の保険証(脱退する方全員分)
- ③印鑑
- ④個人番号が確認できるもの(通知カード、個人番号カード)
- ⑤本人確認ができるもの(運転免許証など)

● 届け出はお早めに

加入の届け出が遅れた場合は、前の健康保険が終了した時点までさかのぼって国保に加入するため、さかのぼった期間分の国民健康保険税(国保税)を納めていただく必要があります。(届け出日＝加入日ではありません)

脱退の届け出をしないと健康保険に二重加入していることになり、保険税を二重に納めることになります。また、他の健康保険に加入した後に国保の保険証を使用すると、その時に国保が負担した医療費を返していただくことがあります。健康保険に変更がありましたら、14日以内に役場町民課または各出張所へ届け出をお願いします。